

平成18年4月から

障害者自立支援法がはじまります

これまでは、身体・知的・精神障害といった障害の種類や年齢により、受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。4月から（一部は10月から）は、障害者自立支援法の成立により、複雑に組み合わせられていた福祉サービスが一つになり、どの障害の方も、地域における共通の福祉サービスとして利用できるようになります。

障害者自立支援法の成立

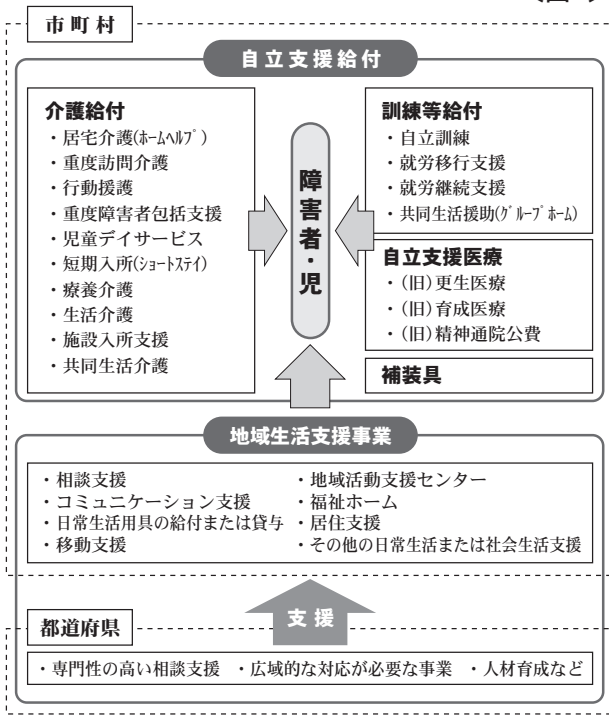
これまでは、平成15年から導入された支援費制度により、利用できるサービスは充実してきました。しかし、障害の種類により縦割りのサービスであったため、わかりにくく使いにくいという一面もありました。

また、サービスの提供も自治体によって差があり、必要な方々すべてに、必要なサービスが行き届かないという問題も指摘されていました。

「障害者自立支援法」は、サービスを利用する人も原則として定率一部を負担することにより、増え続けるサービス利用財源の確保と公平なサービス利用ができるよう、皆で支えあう仕組みになっています。

障害者の方々が地域で安心して暮らせる社会を目指していきます。

〔図1〕



新しい福祉サービスのしくみ

障害者自立支援法では、大別すると、障害者の方々が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、介護給付や訓練等給付といった必要な障害福祉サービスの給付を行う

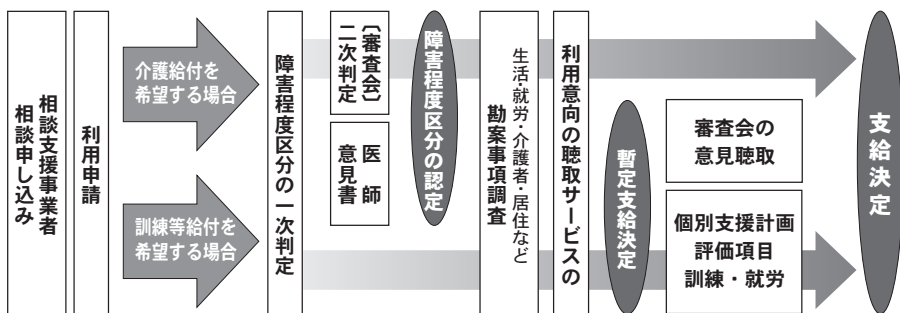
「自立支援給付」と相談支援や地域活動支援センターの設置など市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。主なサービスは図1のとおりです。

サービスを利用するには

障害福祉サービスを利用するには、支給申請を行い障害程度区分の判定を受ける必要があります。障害程度区分は市町村が調査（一次判定）を行い、審査会（二次判定）で決定される仕組みになります。決定された障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをとらえ、サービスの支給量などを決定します。（図2）

〔図2〕

支給決定までの流れ



利用者負担の仕組み

障害福祉サービスを利用した場合の利用者負担は、原則として費用の1割の定率負担と食費などの実費負担があります（3障害共通）。ただし、所得に応じて月ごとに上限額が決められ、また、負担が重くなり過ぎないように、各種の減免や給付などの措置により軽減策が講じられています。

障害に係る公費負担医療は、自立支援医療にかわります

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は一本化され「自立支援医療」となります。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。

また、所得に応じた上限額や、高額治療継続者の上限、育成医療の激変緩和措置などの軽減措置により、負担が重くなり過ぎないようになっています。ただし、一定所得以上の方は公費負担の対象外となる場合があります。

補装具と日常生活用具の制度も変わります

これまでの制度は再編され、補装具は現物支給から補装具費の支給へと変わります。利用者負担も原則1割負担となります（所得による負担上限あり）

地域生活支援事業について

相談支援や手話通訳などの派遣、移動支援および地域活動支援センターなどの事業があります。障害福祉サービスなどと組み合わせ、地域の特性を生かした体系づくりなどにより障害者の方々に支援していきます。

障害福祉課（内線384・387・482）
各総合支所保健福祉課

平成18年4月から

石巻市男女共同参画基本計画が

スタートします



思いやりのある
男女共同参画社会を
目指して

推進本部を設置

男女共同参画を、全市的に、そして総合的かつ計画的に推進するため、新たに市長を本部長とする「石巻市男女共同参画推進本部」を設置します。

本部では、計画の進捗状況を検証するなどの進捗管理を行い、指示を徹底し、効果的な推進を図っていきます。

計画の進捗状況の検証結果は、毎年度、市民の皆さんに公表します。ので、ご覧ください。

市民・事業者・地縁団体などの連携

市民、事業者、地縁団体などとの協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図っていきます。

市では、市民の皆さんからの貴重な意見を参考とし、石巻市男女共同参画基本計画を策定しました。

平成17年4月、「石巻市男女共同参画推進条例」を施行し、市民一人ひとりが個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画で関係施策の展開を図っていきます。

男女共同参画社会を構築するためには、国や県との協力体制

だけではなく、行政・市民・事業者・各種団体などが協働し連携するとともに、それぞれが男女共同参画推進のため、主体的に取り組むことが必要不可欠となっています。

石巻市男女共同参画基本計画の概要

〔基本理念〕

石巻市男女共同参画推進条例の基本理念の趣旨を基本とし、次の4つを基本理念としています。

- 1 男女の人権尊重
- 2 性別による差別の禁止および性別による役割分担の解消

- 3 男女のあらゆる意思決定の場への共同参画
- 4 家庭生活における活動とその他の活動との両立

〔重点課題〕

男女共同参画社会の実現に向け、現在の状況を踏まえ、計画期間5年間で早急に取り組むべき課題を重点課題とし、これを6つ掲げています。そして重点課題ごとに施策の方向と事業の概要、主な取組を挙げています。

- 1 男女共同参画に関する意識の高揚と教育・学習の推進
- 2 政策形成および方針決定の場への女性の参画促進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 働く場における男女共同参画の推進

- 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援
- 6 子育て・介護・地域活動と仕事との両立の支援

目標数値

重点課題	項目	現況	目標値
2	審議会・委員会等への女性委員の登用率	24.9%	35%以上
	女性人材リスト登録者数	52人	100人
3	子育て支援センターの数	4カ所	6カ所
	女性の指導農業者の数	2人	4人
4	女性の指導漁業者の数	4人	7人
	延長保育の受入定員と実施箇所数	36人、4カ所	297人、27カ所
6	一時保育の受入定員と実施箇所数	26人、4カ所	42人、5カ所
	休日保育の受入定員と実施箇所数	未実施	60人、3カ所
	病後児保育の受入定員と実施箇所数	未実施	5人、1カ所
	子育て支援センターの数(再掲)	4カ所	6カ所

石巻市男女共同参画基本計画は、市のホームページに掲載するほか、概要版を情報公開コーナー、市民の部屋、各総合支所、各支所などに配置しますのでご覧ください。

男女共同参画推進室
(内線608)

福祉タクシーと自動車燃料費助成

心身に重度の障害のある方が通院や社会活動に参加するためにタクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や燃料費の一部を助成しています。

①福祉タクシー利用助成(月4枚)

小型タクシーの基本料金相当額を助成します。寝台車やリフト付きタクシーにも利用できます。

②自動車燃料費助成(月1枚)
指定給油所で利用できる助成券(1枚2,000円)を交付します。

※①、②のいずれかの選択となります。また、交付枚数は申請月によって異なります。

対象者(市民税非課税世帯の方で、次のいずれかに該当する方)

- 身体障害者手帳「1」～「3級」の方(ただし、3級の方は肢体不自由者、在宅酸素療法者に限りません)
- 療育手帳「A」の方
- 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方

※昨年とは、対象者などに変更がありますのでご注意ください。

障害福祉課(内線384・482)・各総合支所保健福祉課(387)